医・エ・ライフサイエンス連携プロジェクト検討委員会の今後の進め方について

1 設置期間

平成20年7月~平成22年3月(予定)

2 取組イメージ

年度	平成20年度	平成21年度
月	7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
委員会開催	1 2 3 -	•
ニーズ・シーズ調 査		
マッチング検討		
連携支援, 公的資 金獲得支援		
研究開発拠点の在 り方等の検討		
その他		

3 平成20年度の委員会開催予定

- (1) 平成20年7月31日(木) 15:00~17:00 (芝蘭会館山内ホール)
 - 開会挨拶(門川市長)
 - 開催趣旨説明
 - ・ 委員会規約について
 - ・ 今後の進め方について
 - ・ 医療現場からのニーズ提示
 - ニーズ・シーズ探索のためのアンケート調査について

(2) 平成20年9月・10月頃

- ・ 革新的医薬品・医療機器創出に向けた国の動向について
- ・ 医・エ・ライフサイエンス連携のための拠点の在り方について

(3) 平成20年12月 · 平成21年1月頃

- ・ 革新的医薬品・医療機器創出のための支援措置について
- ・ ニーズ・シーズマッチング結果第1回報告

4 委員会の公開の有無について

第1回の委員会は、報道機関に対して公開して開催する。

第2回以降については、各企業の公開されていない事業戦略、技術動向等が明らかにされる可能性があることから、非公開とする。

5 秘密保持について

- (1) 委員会においては、原則として、既に公開されている情報及び委員に公開することに 支障がない情報をもとに議論を行うこととし、委員に秘密保持義務は課さない。
 - ただし,委員限りで取り扱われたい旨の要望が出された情報については,信義則上の 秘密保持義務を負うこととする。
- (2) 具体的な連携テーマが選定されたときは、当事者間で打合せのための秘密保持契約を締結する。
- (3) 連携テーマについて共同研究契約又は共同開発契約を締結する際は、契約の中で秘密保持に関する取り決めを明記する。
- (4) 事務局及び連携コーディネーターによる委員会参加企業のニーズ・シーズ探索に際しては、財団法人京都高度技術研究所及び当該企業との間で、秘密保持契約を締結する。 (京都市職員については、地方公務員法上の守秘義務が課されている。)